○宮古島市ヤシガニ保護条例

平成24年１月10日

条例第２号

（目的）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第１項の規定に基づき他の法令に特例があるものを除くほか、宮古島市に生息するヤシガニが豊かな自然環境を構成する貴重な野生生物であり、かつ学術的及び文化的価値を有するものであることに鑑み、市、市民及び滞在者（以下「市民等」と言う。）が一体となって、その保護を図り、もって将来の市民等にこれを共有の資産として継承することを目的とする。

（保護対象）

第２条　この条例において保護すべき対象は、宮古島市に生息する野生生物であるヤシガニ（学名　Birgus latro）とする。

（市の責務）

第３条　市長は、ヤシガニがおかれている状況を把握し、その状況に応じて保護のための施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

（市民等の責務）

第４条　市民等は、この条例の趣旨を理解し、ヤシガニの保護に努めるとともに、市が実施するヤシガニの保護に関する諸施策の策定及びその実施に協力しなければならない。

（財産権の尊重）

第５条　この条例の運用にあたっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（保護区域の指定）

第６条　市長は、ヤシガニの保護及び生態を調査研究するために保護区域を指定することができる。

２　市長は、前項の指定をしたときは、その区域を告示しなければならない。

３　市長は、保護区域について変更の必要があると認められた場合には、これを変更することができる。

４　市長は、保護区域の指定の必要がなくなったと認められるときは、その指定を解除することができる。

（令２条例50・一部改正）

（保護区域内での捕獲禁止）

第７条　何人も、保護区域内において、ヤシガニを捕獲し、又は殺傷してはならない。

（令２条例50・一部改正）

（適用除外）

第８条　次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定を適用しない。

(1)　非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合

(2)　学術研究及び調査のため市長が必要と認めて許可した場合

(3)　通常の管理行為又は軽易な行為のうちヤシガニの生息に支障を及ぼすおそれのないもので規則に定めるもの

（令２条例50・一部改正）

（保護区域内における捕獲許可の届出）

第９条　前条第２号の許可を受けようとする者は、あらかじめ市長に捕獲許可申請書を提出しなければならない。

（保護区域内における捕獲許可）

第10条　市長は、届出のあった捕獲許可申請書が適切であると認めた場合には、捕獲許可証を申請者へ交付することができる。

（保護区域外における捕獲の制限）

第11条　保護区域外において、甲長８センチメートル未満のヤシガニ又は甲長12センチメートル以上のヤシガニを捕獲してはならない。

２　保護区域外において、抱卵した雌のヤシガニを捕獲してはならない。

（令２条例50・一部改正）

（保護区域外における捕獲禁止期間）

第12条　保護区域外において、毎年６月１日から８月31日までの間、ヤシガニを捕獲してはならない。

（令２条例50・一部改正）

（監視員の設置）

第13条　市長は、保護区域内及び保護区域外での禁止行為の確認及び防止のためヤシガニ保護監視員（以下「監視員」という。）をおくことができる。

２　監視員は市長が委嘱又は任命する。ただし、市長が必要と認めるときは、監視活動を委託することができる。

（令２条例50・一部改正）

（罰則）

第14条　本条例第７条、第11条及び第12条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

（令２条例50・一部改正）

（規則への委任）

第15条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（令２条例50・一部改正）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の規定は、第６条第２項の規定により保護区域が告示された日から起算して６月を経過した日から施行する。

附　則（令和２年12月14日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

○宮古島市ヤシガニ保護条例施行規則

平成24年１月10日

規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は、宮古島市ヤシガニ保護条例（平成24年宮古島市条例第２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（令２規則82・一部改正）

（保護区域内におけるヤシガニ捕獲許可申請）

第２条　条例第９条第１項の規定による許可の申請は、保護区域内におけるヤシガニ捕獲許可申請書（様式第１号）を提出して行うものとする。

２　前項の申請には、次の各号に掲げる図面等を添付しなければならない。

(1)　行為の位置を明らかにした地形図

(2)　行為及びその付近の状況並びに行為の詳細を明らかにした概況図及び写真

３　市長は、第１項の申請にかかる行為を必要と認めたときは、保護区域内におけるヤシガニ捕獲許可証（様式第２号）を交付する。

（保護区域内における許可等を要しない行為）

第３条　条例第８条第３号で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

(1)　森林の保育のために下草刈り、つる切り、間伐その他の必要な行為をすること。

(2)　枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

（監視員の職務等）

第４条　条例第13条の規定により委嘱又は任命された監視員は、保護区域内又は捕獲禁止期間内において禁止行為防止のため、次の各号に掲げる職務に従事するものとする。

(1)　監視員は適時巡回、監視にあたる。

(2)　保護区域内又は捕獲禁止期間内において禁止行為を確認したときは、その行為者に対し適切な指導を行う。

(3)　前号の指導を行ったときは、直ちに市長に報告し、更にその監視員による経過及び結果について報告書にまとめ、市長に提出するものとする。

２　市長は、前項第３号の報告を受けたときは、その措置について監視員に指示をすることができる。

３　監視員は、監視員証（様式第３号）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（令２規則82・一部改正）

（市民への周知）

第５条　市長は、条例第６条の規定による保護区域の指定、変更、解除をしたときは、市広報誌等により市民に広く周知するものとする。

（令２規則82・一部改正）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年12月14日規則第82号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

保護区域内におけるヤシガニ捕獲許可申請書

年　　月

宮　古　島　市　長　　殿

住　　所

団　体　名

氏　　名

下記のとおり申請します。

捕獲場所	保護区域内 捕獲禁止期間
捕獲期間	年　　月　　日　　時 年　　月　　日　　時
捕獲目的	
従事者人数	
責任者	住所： 氏名：
捕獲条件	捕獲場所の地形図又は概況図の有無 有　　無
その他注意事項	

様式第2号(第2条関係)

保護区域内におけるヤシガニ捕獲許可証

許可番号第　　号
申請人　　殿

宮　古　島　市　長

　　年　　月　　日に申請のあった保護区域内におけるヤシガニ捕獲につ
のとおり許可する。

捕獲場所	保護区域内 捕獲禁止期間
捕獲期間	年　　月　　日　　時 年　　月　　日　　時
捕獲目的	
従事者人数	
責任者	住所： 氏名：
指示事項	宮古島市ヤシガニ保護条例第6条、第7条に違反
ことなく、自然環境に配慮した行為でおこな
と。

様式第3号（第4条関係）

監視員証

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

あなたは、宮古島市ヤシガニ保護条例に基づき監視員であることをここに証し

年　　月　　日

宮古島市長

様式第１号（第２条関係）

様式第２号（第２条関係）

様式第３号（第４条関係）